

琉球における第三次真宗弾圧事件と「琉球藩王尚泰訴状」について

知 名 定 寛

一、はじめに

近年、琉球における第三次の真宗法難事件に関する新史料が相次いで発見され、順次、翻刻・紹介が進められている^①。それに伴い、これらの史料を駆使した新たな研究成果も発表されていて、この法難事件の全体的経緯や詳細な実態解明が進展しつつある。

周知の通り、薩摩の支配下にあった近世琉球王国では、薩摩と同様、浄土真宗の信仰が禁止されていた。それでも、一八世紀の中頃には琉球にも真宗信者が存在していたことが確認されており、その伝播を担ったのが薩摩・琉球間を往来する船の乗組員、すなわち薩摩の船頭や水夫たちであった^②。那覇滞在中、彼等は遊廓の遊女たちを対象に、秘かに真宗信仰を勧めたのである^③。

当然、真宗禁制を国是とする琉球においても、信仰が露顕して信者が処分されるという法難事件が、確認されているだけでも三度発生している。第一次の天保一〇（一八三九）年知念仁屋仏像持下り事件では、一向宗の本尊を薩摩から持ち帰った事が発覚し、知念を含む当間筑登之・花城筑登之・大城筑登之・仲村渠筑登之が家宅捜査を受けたが、証拠となる本尊が見付からず、結局、知念だけが暫時監禁された^④。嘉永六（一八五三）年第二次の法難事件では、信者の中心人物仲尾次政隆と主だった信者が流刑に処せられ、信者の大多数を占めていた遊女たちが罰金刑に処せられた^⑤。両事件とも琉球王府の権限によって信者は処分され、事件は終息したのである。

ところが、明治一〇（一八七七）年一〇月に始まった第三次の法難事件は、明治政府による一連の「琉球処分」の渦中で発生したこともあって、先の両事件とは様相が大きく異なる。琉球藩庁は第三次の場合も両事件と同様に信者を拘束し、備瀬筑登之親雲上ら主だった信者を流刑、やはり多くの遊女を罰金刑に処した⁹⁾。これに対し、布教に従事していた東本願寺派の僧侶田原法水と自見凌雲が、信者の釈放と布教の自由を要請するが、藩庁によって一蹴されたため、明治一一（一八七八）年七月東本願寺は小栗憲一と三島秀亮を琉球に派遣し、信者処分の宥免と布教の自由を求めて琉球藩庁と交渉を開始する⁹⁾。

この交渉に明治政府内務省の琉球出張所が、琉球藩庁が裁判権を行使したことをめぐって介入してくる。既に明治九（一八七六）年五月明治政府は琉球藩庁の裁判権を内務省出張所の管轄としていたからである。このため、第三次真宗法難事件は仏教史の分野だけではなく、政治史や法制史の分野からも注目され、「琉球処分」と密接に関連する問題として研究対象になってきた。金城正篤『「琉球処分」時期の真宗法難事件』・菊山正明「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」・山口輝臣「『信教自由』と『国禁』——琉球藩・浄土真宗・内務省——」はその代表的な先行研究であると言えよう¹⁰⁾。

明治一一（一八七八）年八月二二日内務省出張所で行われた琉球藩庁の役人と小栗憲一ら東本願寺との第二回直接対談交渉の結末について、金城正篤氏は、内務省出張所から裁判権行使という「専断」を責められると、藩庁は「あつさり」とその非を認めて信者を釈放した、と述べている。菊山正明氏は「あまりにもあつけない幕切れであった。東本願寺は田原法水に対する譴責はあつたものの処罰された信徒の解放が認められ、また藩内の真宗禁制も解かれ布教も自由となり全面的な勝利を獲得した。他方、琉球藩庁はあれだけ堂々と布教問題、裁判権問題について論陣を張っているながら敗北した。その背景には内務本省の圧力があつたのである」という。いっぽう山口輝臣氏は「信徒への処罰撤回だけが決まった」、「琉球藩庁だけが一方的に譲った」、「藩庁と小栗との交渉を無益なものとし、藩庁側を唐突に全面降伏せしめたのは、内務省の介入であつた」と指摘しているように、金城・菊山両氏とは認識に多少の

違いはあるものの、内務省の介入・圧力という点では、三氏とも見解は一致していると理解して良からう。

しかし、明治政府の圧力に対して執拗に歎願を繰り返して抵抗し、小栗憲一らとの交渉においても堂々と論陣を張っていた琉球藩庁が、たとえ裁判権行使をめぐる内務省の介入・圧力があつたとしても、「あつさり」とその非を認め、「あつけない幕切れ」になつてしまつたという点については、いささかなりとも腑に落ちない感じがしないでもない。その疑念を氷解させるような、これまで全く知られていなかった事実が、冒頭で述べた新発見史料の中に見出すことが出来る。それが「琉球藩王尚泰訴状」である。

ここでは、新たに発見された「琉球藩王尚泰訴状」の分析から如何なる新事実が浮かび上がつてくるのか、その新事実が琉球王国の解体直前に発生した第三次真宗法難事件の結末に如何なる影響を及ぼしたのか、明治政府による「琉球処分」を念頭に置きながら考察してみたい。

二、「琉球藩王尚泰訴状」と提訴の理由

(一)「琉球藩王訴状」

筆者が「琉球藩王尚泰訴状」(以降、「訴状」と略称する)の存在を知つたのは、小栗憲一『琉球日記 全』(大分県佐伯市善教寺蔵)の翻刻作業中であつた。小栗憲一『琉球日記 全』は、二〇〇八年善教寺を調査した東本願寺沖繩別院の長谷暢氏が最初に発見し、二〇一二年同氏から関連史料である『琉球日記全 文案 日誌案』・『琉球心接綴込』・『琉球出張 対弁筆記 秘密実録』(全て善教寺蔵)も含めた写真データの提供を受け、その翻刻作業を進めていたのである。

右の小栗憲一関係史料は、既にいずれも川邊雄大氏によって翻刻・紹介されているが、第三次真宗法難事件や「琉球処分」を問題にした先行研究で、この「訴状」が史料として扱われたことはない。それも当然であつて、この「訴

状」を記載している小栗憲一『琉球日記 全』は、それまで存在すら知られていなかったからである。筆者も翻刻作業中にこの「訴状」を見た時、琉球史上において国王が訴えられるという事があったことは聞いたことがなかったし、しかもこの「訴状」はあくまで『琉球日記 全』に記載された写しであったので、その信憑性については半信半疑であった。

しかし、小栗憲一関係史料の翻刻作業を進めつつ、先行研究の内容を再確認し、さらに「琉球処分」関連史料を再吟味するうちに、この「訴状」が実際に提出・受理されていたと確信するようになった。つまり、琉球尚泰王が訴えられるという、これまで全く知られていなかった歴史的新事実が浮かび上がってきたのである。しかもその後、川邊雄大氏が新たに発見して翻刻・紹介した『琉球国内務省出張所往復書藩庁往復並応接記綴込』^②（以降、『綴込』と略称する）に綴じ込まれている同文の「訴状」には、原告人である田原法水と自見凌雲の署名の下に捺印を示す「印」が記されていたので、川邊氏に依頼して提供していただいた写真データを確認すると、それは鮮やかな朱色の捺印だったので、この「訴状」こそが原本であることが確認できた。琉球尚泰王が訴えられたという事実は疑いようがない。

「訴状」原本がこの『綴込』に綴じ込まれている理由については後述することにして、取り敢えず、「訴状」原本を写真と共に左に紹介しよう。なお、体裁は概ね原本通りとした。

无實之誹謗ヲ受候儀ニ付訴

琉球那覇湧田村山城筑登之方寄留

真宗東派本願寺出張

大分縣平民

原告人

権少講義 田原法水

同前

大分縣平民

原告人 教導職試補自見凌雲

被告 琉球藩王尚泰

右原告田原法水自見凌雲申上候私

共儀去ル明治九年十月元教部省江届

濟ノ上當藩へ出張布教仕人民各自ノ

望ニ應シ適宜教諭仕候處當藩真宗

禁止ノ儀ハ元ヨリ承知不仕且ツ藩廳ヨリ御

達モ無之候然處今般藩廳ヨリ別紙

寫之通り小栗憲一江來書中私共陰謀云云

ノ文言相見へ右ハ全ク私共へ惡名ヲ加へ誹謗

候儀ニ有之右書面本江山相廻リ本宗教會

公布相成候テハ私共陰謀ノ惡名ヲ蒙リ

終身ノ名譽ニ関シ教導ノ職分不相立

儀ニ付、右无實誹謗ノ惡名削除致度此

段御裁判被下度奉願候也

明治十一年八月廿日 右 自見凌雲 (印)

右 田原法水 (印)

内務省御出張所長

琉球藩庁より小栗憲一宛の来書の中に「私共陰謀云云」とある文言は、田原法水・自見凌雲両人に対する全くの誹謗で、そのような書面が教団内に広まって悪名を蒙つては不名誉となり、僧侶として終身立ち行かないので、無実誹謗の悪名削除を求めて提訴する、という。要するに名誉毀損で尚秦王を裁判に訴えるというのである。

(二) 提訴の理由

琉球藩庁より小栗憲一へ届けられた来書については、「訴状」が提出される理由を知るうえで説明が必要であると思われるので、『琉球日記 全』の記述内容に基づいて簡略に説明しておこう。

明治一一(一七八七)年七月一九日夜那覇湊に到着した小栗憲一は、同月二四日琉球藩庁へ書面にて交渉を申し込み、八月二日首里の客屋において、琉球藩庁の親里親雲上・阿波根親雲上・摩文仁親雲上三人と信者処分宥免と布教の自由をめぐる直接対談交渉するも、双方主張を譲らず、物別れに終わった。納得出来ない小栗憲一は、八月五日と六日付で質問状を琉球藩庁へ提出したが、琉球藩庁は繁用を理由に回答を引き延ばしていた。これに対し、小栗憲一は再三にわたって回答を要請し、琉球藩庁は八月一九日付で漸く回答書を小栗憲一へ届け出たのである。この回答書が来書ということになる。その内容は、信者処分や真宗禁制の正当性を強く主張するもので、回答書の末尾に次のような文言があった。

当藩往昔ヨリ真宗禁止ノ事二候へハ、田原氏内務省ノ指令ヲ奉シ出張候ハ、藩廳へ相達、イツレ其道ヲ付候上
布教可致ハ当然、若シ國禁ヲ不知ノ致ス所トセハ、明瞭ニ教導着手可致、不然シテ陰謀二人ヲ教諭候ニ付テハ、
知テ犯シタルニテ、内務省へ届ナキニ起因スルノ致ス所ニテハ無之儀ト存候¹⁴

右の文言は前後を略していることもあって、いささか説明に苦慮するが、おおよそ以下のような意味に解してよからう。すなわち、布教活動を目的とする田原法水の渡琉が内務省の指令を奉じての出張であるならば、まずはその旨

被告、琉球藩王尚泰

右原告田原法水自見凌雲中上候私
 共儀去明治九年十月元叔部省儀
 濟上當藩、出張布教仕人民各自、
 望、應、適宜放論仕候、當藩真宗
 禁止ノ儀、元、承知不仕且、藩廳、御
 達、之、候、然、當、今、般、藩、廳、ノ、別、紙
 寫、之、由、小、栗、憲、一、米、書、中、私、共、陰、謀、之、

②

死實之誹謗、受候儀、并訴

琉球那霸濱村山城鉄登之方寄留
 真宗米次本願寺出張
 大分縣平民

原告人、權少義田原法水
 同前、大分縣平民
 原告人、教尊職補自見凌雲

①

内務省御出張所長
 内務書記官木梨植郎殿

④

明文相見、右、全、私共、惡名、加、誹謗
 儀、旨之、右、書、面、本、山、相、廻、本、宗、教、會
 公布相成候、私共陰謀、惡名、蒙、
 然身、名譽、蒙、教、尊、職、分、相、立
 儀、右、死、實、誹、謗、惡、名、刑、除、致、度、此
 段、御、裁、判、被、下、度、奉、願、候、也

明治九年八月廿日
 右
 自見凌雲
 田原法水

③

「琉球藩王尚泰訴狀」原本写真 川邊雄大氏提供

を琉球藩庁に報告し、布教が可能になるよう琉球藩庁と道筋を構築してから布教するのが当然であつて、また、田原法水が本当に国禁を知らなかったとするならば、むしろ堂々と布教に着手するはずなのに、そうではなく、陰謀に布教したのは、実は田原法水は国禁を承知のうえでこれを犯したのであつて、真宗禁制を琉球藩庁が内務省に届けていなかったことが原因であるとする小栗憲一側の主張は当たらない。以上のように解釈して大過はないと思われるが、もう少し付け加えておこう。小栗憲一は琉球藩庁に対する八月五日付質問状に、内務省の指令を奉じて行つた布教活動が、結果的に琉球の国禁を犯す事になってしまい、茫然自失の至りに堪えず、このような事態になつてしまつたのは、そもそも琉球藩庁が国禁を内務省に届け出ていなかったことが原因である、と琉球藩庁の落ち度を批判しているのである。これに対し、琉球藩庁は田原法水は国禁を知つていて布教したはずだ、と反論して小栗憲一の主張を否定している。

「訴状」によると、右の回答書中に記されている「陰謀」という表現が、田原・自見兩人を誹謗し、名譽毀損に当るといふ。琉球藩庁側がそのような意味合いで「陰謀」という表現を用いたのかどうかはともかく、琉球史上、国王が裁判に訴えられるというのは前代未聞のことであり、琉球藩庁が深刻な衝撃を受けたであろうことは想像に難くない。にもかかわらず、先述したように、先行研究においてこの「訴状」のことは全く取りあげられることはなかった。繰り返すまでもなく、「訴状」が新発見の史料だからである。

先行研究において使用された主な史料は、第三次真宗法難事件の顛末を詳述した玉代勢法雲『真宗法難史』掲載の諸史料、『沖縄県史』12収録の「一六一 琉球藩ニ於テ管下人民真宗信仰ノ者ヲ私ニ処刑セシニ付処分ノ件」、『那覇市史』資料篇第2巻中4の東恩納寛惇『史料稿本』、東恩納寛惇『尚泰侯実録』（『東恩納寛惇全集』2）、松田道之『琉球処分』（『明治文化資料叢書』第四巻外交篇）などで、近年公開されつつある「尚家文書」中の真宗関係史料は、当然の如く使用されていない。しかし、「尚家文書」にも「訴状」一件は記録されていない。琉球藩庁が衝撃を受けたと想像される「訴状」一件が、小栗憲一関係史料と『綴込』を除けばいずれの史料にも一切記録されていないという

事實は、あまりにも不自然としか言いようがないであろう。とりわけ、玉代勢法雲『真宗法難史』は田原法水の伝記とも見なせる記述内容で、しかも田原法水は原告の当事者であったにもかかわらず、『真宗法難史』に「訴状」に関する記述が一切ないことを如何ように理解すればよいのか。

ということとは、「訴状」は作成されたものの、実際には提訴される迄には至らなかったという可能性を考慮する必要があるかもしれない。だからこそ、右の主な史料にも「訴状」一件は記録されることがなかったのではないかと、という見方である。提訴されたのか、それとも提訴されなかったのか。

「訴状」の日付が明治二一（二八七八）年八月二〇日であるから、田原法水らは前日の一九日に届いた琉球藩庁からの回答書（来書）の内容を確認した後、直ちに「訴状」を作成して当日か遅くとも翌日の二二日には内務省出張所へ提出したと考えられるのであるが、そうであるならば、「訴状」一件が内務省出張所から琉球藩庁へ通知されたのも二〇日当日か翌二一日ということになる。ところが、その事を示す記述は『綴込』はもちろんのこと、『琉球日記 全』にも見当たらず、それぞれどこか、八月二二日には小栗憲一ら東本願寺側と親里親雲上ら琉球藩庁側の第二回目の直接対談交渉が内務省出張所で行われ、その対談内容は善教寺蔵『琉球出張 对弁筆記 秘密実録』や『綴込』さらには「尚家文書」にも記録されているにもかかわらず、「訴状」一件については何らの記述もない。前日の二一日迄に提訴・通知が行われていたならば、当然、この直接対談交渉の場において「訴状」一件も問題にされたはずだが、その記述がないというのは、やはり「訴状」は作成されただけで、実際には提訴する迄には至らなかったということになるのだろうか。

三、第二回直接対談交渉と「訴状」一件

(一) 提訴と通知と取り下げ

実は、『琉球日記 全』と『綴込』には、提訴と通知が確実に行われていた事を示す同内容の記事がある。ここでは『綴込』の記事を次に提示しよう。なお、体裁は概ね原本通りである。

八月廿九日

本月廿日當藩王尚泰江係ル誹謗訴狀差出

置候處今度双方熟談仕別紙之通り和解仕候

條何卒前訴狀御下被成下度此段御願申上候也

琉球那覇湧田村山城筑登之方寄留

大分縣平民

十一年八月廿九日

教導職試補自見凌雲

同

権少講義田原法水

内務省御出張所長

内務少書記官木梨精一郎殿⁽¹⁵⁾

右によれば、原告人田原法水と自見凌雲は「訴状」を作成後、八月二〇日に内務省出張所に届け出たことになる。尚泰王が訴えられたのは間違いない事実であることが確認出来るよう。しかし、双方熟談のうえ和解が成立したので「訴状」を取り下げたい、という。ということは、この「訴状」一件が内務省出張所から琉球藩庁に通知されたことは明らかで、その後、田原・自見両人と琉球藩庁との間で熟談が行われ、結局、八月二九日までに和解が成立したこ

とになる。そして「訴状」原本が『綴込』に綴じられているということは、「訴状」取り下げが正式に認められ、「訴状」も原告人に返却されたから、小栗憲一は一連の交渉経過の正式報告書である『綴込』に「訴状」を綴じて東本願寺本山へ提出したと考えられよう。川邊雄大氏によれば『綴込』は「公的な性格を持つ文書」であり『琉球日記 全』は小栗憲一の「控えつまり個人的な文書」であるという。¹⁶⁾それはともかく、右の史料から提訴と「訴状」取り下げ願いの日付は明らかになったが、「訴状」を受理した内務省出張所がこれを琉球藩庁に通知した日については、依然として明らかにしえない。

提訴の通知日にこだわるのは、この「訴状」が第三次の真宗法難事件の結末に如何なる影響を及ぼしたのかを分析するうえで極めて重要であると考えるからである。その意味で、何としても通知日を特定する必要がある。

『琉球日記 全』によると、田原らが「訴状」を内務省出張所へ提出した八月二〇日と同日に、小栗憲一は琉球藩庁との再度の直接対談交渉の実現を内務省出張所木梨精一郎へ願い出ている。その願いは聞き届けられ、内務省出張所は翌二一日付で直接対談交渉を二二日に内務省出張所において行うよう琉球藩庁へ通達した。¹⁷⁾これに不安を覚えたのか、琉球藩庁は八月二一日親里親雲上を木梨精一郎宿へ遣わし、書面での交渉継続を打診するも、木梨は直接対談するようにと返答している。¹⁸⁾この時、木梨精一郎は前日に田原・自見両人からの「訴状」を受理していたにもかかわらず、何か含むところがあつたのか、そのことを親里親雲上に対しおくびにも出していない。したがって、「訴状」一件が琉球藩庁に通知されたのは、八月二一日以降ということになる。

そうすると、提訴の通知は第二回目の直接対談交渉が行われた八月二二日以外には考えられない。何故なら、それまで小栗ら東本願寺側に対して一歩も引かなかつた琉球藩庁が、先行研究において「あまりにもあつけない幕切れ」とか「あつさりとその非を認め」たと評されているように、二二日の対談で裁判権行使の非を詫げる「恐入ノ書」提出に同意し、それは翌々日の八月二四日付で内務省出張所へ提出しているからである。二二日以後は両者の交渉も途絶して、ほとんどなし崩し的に小栗らの要求が受け入れられるようになっていく。この劇的な琉球藩庁の変化の原因

が「訴状」一件の通知だったのでなからうか。

しかし、先述したように、八月二日内務省出張所で行われた第二回目の直接対談交渉における対談内容を記録している如何なる史料にも、提訴の通知に関する明確な記述はない。例えば、この対談において小栗憲一は「陰謀」について提起し、

各自ノ望ニ應シ、夜テモ朝テモ擇ハス、適宜布教スルヲ指シテ陰謀トノ悪名ヲ付スルハ、教會ニ於テモ大ニ不平ナルヘシ、田原ハ一身ノ名譽ニ関シ大ニ不平ナリ、コノ陰謀ト云ハ陰ニ謀計ヲ廻ラス姦物ノ事ニテ、甚不祥ノ悪名ナリ⁽¹⁹⁾

と述べ、「陰謀」とは姦物の意味があり、琉球藩庁がこの語を表記したことは田原の名譽を甚大に損なうものであるとして強く抗議しているが、それでいて「訴状」のことは何ら発言していない。これに対して琉球藩庁の親里は、

陰謀トハ陰密ノ事ヲ云迪ニテ深キ考ナシ、藩吏文ニ熟セサルノ致ストコロユヘ、夫ハ取替イタシタシ⁽²⁰⁾
というように、「陰謀」とは「陰密」すなわち秘密裏の意味であると釈明して、回答書（来書）の取り換えを申し出た。

小栗憲一は回答書は既に内務省出張所に提出しているので当方にそれを要求するのは筋違いであるとして明快な返答を避け、なおも田原法水の布教活動は「陰密」ではないことを主張したものの、結局、水掛け論ということになり、「訴状」のことには一切言及していないのである。

ちなみに、それまで発言を控えていた内務省出張所の警部が、「陰謀トハ甚々悪名ナリト知ルヘシ」というように小栗側の主張に加担する発言をしている。どうやら、小栗憲一が「陰謀」の表記について激しく抗議し、内務省出張所の警部もこれに同調しているのは、この後、藩王提訴の正当性を強調するための布石だったと考えるのは穿ち過ぎるだらうか。実際、後述するように、当初から両者が緊密に結託していたことは紛れもない事実なのである。

いづれにしろ、八月二日内務省出張所で行われた第二回目の直接対談交渉を記録している『琉球出張 対弁筆記 秘密実録』・『綴込』そして『尚家文書』にも、田原・自見両人の「訴状」一件を内務省出張所が琉球藩庁に通知し

たことを示す明確な記述は見当たらない。但し、この時に通知されたのではないかと推測出来る記述はある。その推測が妥当であるかどうかを判断するには、直接対談交渉内容の大まかな推移を把握しておく必要があるため、それを次に整理しておきたい。

(二) 内務省出張所の推問と「達スル事件」

『琉球日記 全』によれば、第二回目の直接対談交渉は内務省出張所において木梨精一郎や警部立ち会いのもと、東本願寺側から小栗憲一・田原法水・三島秀亮の三人が、琉球藩庁側からは親里親雲上・阿波根親雲上・摩文仁親雲上の三人が出席し、午前七時五〇分に開始され、午前一一時に昼食休憩、一二時再開され、午後四時に終了している(『綴込』では四時三〇分終了)。

冒頭、小栗は信者処分が苛酷であることを新聞等に掲載して世論に訴えてもよいかと尋ね、親里はこれを了承した。すると、立ち会い人の警部が「信徒処分ト何ノ事ナリヤ」と質問し、法難事件のことを全く知らなかったかの如くに装っているが、法難事件が発生するや田原法水は内務省出張所に支援を要請しているため、内務省出張所が知らなかったはずがない。これも琉球藩庁に「恐入ノ書」を提出させるための布石であつて、小栗側と内務省出張所が内密に結託し、あえて信者処分の問題を対談冒頭に提起したのだと考えてよからう。これに続き、警部は「處分苛酷ト小栗申サル、カラハ事実ヲ取糺スヘシ、藩王私シニ處分セシ上カラハ別段達シ方モアルヘシ、左様心得ラレヨ」と親里に申し付けている。さらに小栗は、法難事件が寄留民と琉球藩民とが関係する事件である事を琉球藩庁は認識しているかについて尋ね、親里はこれを認めた。すると警部は「然ラハ此ハ関涉ノ事件ニ相違ナキ以上ハ是又別段相達スル儀アルユヘ左様御心得ラレヨ」と発言している。琉球藩民のみの処分だったとはいへ、「関涉ノ事件」であることを琉球藩庁が認めた以上、裁判権を行使した琉球藩庁を内務省出張所が詰問する前提条件が成立したことになる。

この後、先述した「陰謀」問題や真宗禁制の是非、さらには清国との関係などの応酬がなされたが、双方主張を譲

らず、小栗が琉球藩庁の主張内容を書類にして提出することを求めたのに対し、親里は「田原ノ當藩ニ届ケナキ事ヲモ記入シテ書面ヲ出スヘシ」と一步も引かない気概を示して、双方による対談交渉は終了した。『琉球出張 対弁筆記 秘密実録』・『綴込』によると、時に午後四時三〇分であった。

問題はこの後の琉球藩庁に対する内務省出張所の推問である。『琉球日記 全』によると、座席が改められ、小栗らも同席のうえ、推問は午後五時から六時まで行われた。その詳細な模様は『琉球出張 対弁筆記 秘密実録』と『綴込』に記録されている。長文になるが、ここでは『綴込』から左に引用しよう。体裁は概ね原本通りとした。

警部 先尅小栗ト對辨ノ席ニ臨鑿スルハ行政警察ノ廉ナリ

今端ヲ改テ推問スルハ司法警察ノ廉ナリ左様御心得

アレ小栗ト田原トハ原告ノ座ニ就テ自然推問中前尅

對辨ノ語意ト相違スルコトアラハ直ニ申出スヘシ

警部 前尅對辨中國權ニ觸レル廉々アリ今推問スヘシ臨鑿ノ
親里外
二名ニ向ヒ

警察ニ於テ聞捨カタクキ廉アリ依テ司法警察ニ於テ推問

スルコトナリ左様心得ラレヨ先小栗ヨリ申出タル信徒處分ノ件ハ

如何ナル事実ナリヤ

親里 古來當藩制禁スル處ノ宗旨ヲ信スルモノ流罪罰金申付

即備瀬親雲上ハ八重山島へ十年ノ流罪申付五六名ハ久

米島へ四年ノ流罪申付外三百四五十名ハ罰金壹厘錢

二千枚已下ヲ課出セシメタリ此中備瀬ハ船中難風ニ逢

ヒ破船シテ死セリ其節同乗死スルモノ兩人アリ

警部 右ハ前尅小栗對辨中ニ聞置ク通り寄留民ト藩民ト

関涉セル事件ト承知シ乍ラ藩王私擅處分セシハ如何

ナル心得ナリヤ且ツ明治九年五月大政官ヨリ藩王へ達書

中藩内民刑兩事藩廳コレヲ鞠訊シ司法云求刑ス

云云ノ朝旨ハイカ、心得ルソヤ

内務出張所ニ

親里 右私擅ノ段ハ実ニ恐レ入りマシタ事ナリ

警部 然ラハ右兩條恐入ノ書面ヲ藩王ヨリ差出スヘシ藩王御

病中ニ付代理主務ノ三司官ニ於テ申呈スヘシ

親里 謹テ承リマシタ左様ニ申聞ケマセヨウ

警部 右藩王ノ書面并ニ信徒處分一件ノ書類正副三通ヲ

添へ來ル廿四日午前第十時マテ出張所へ差出サレヨ

親里 謹テ承リマシタ

警部 然ラハ明後廿四日マテニ右書面差出スニ相違ナシト云一札ヲ

認メ貴所三名捺印シテ差出シ置レヨ

親里 畏リマシタ併シ印形持參致シマセヌ

警部 拇印ニテ不苦

親里 即紙ヲ求メ右請書ヲ認メ阿波根摩文仁三名拇印シテ

差出シタリ

警部 慥ニ落手セリ然ラハ明後日ハ相違ナキト信シタリ尚達スル

事件アリ暫ク別席ニテ待タレヨ

親里 諾シテ退席セリ

午後八時三十分警部ヨリ親里等并二小栗等ヲ呼席

ニ就カシム

警部 本日對辨中ニ承リ置タル廉々尚推問スヘキ事アレトモ

夜モ深キコトナレハ追テ相達スル迄帰宅致スヘシ左様心得

ラレヨ

親里等
小栗等 一禮シテ退去セリ⁽²⁶⁾

まず、警部より信徒処分とは何かとの質問があり、親里は一連の法難事件の概略を説明した。これを受け、警部は寄留民と琉球藩民とが関渉する事件と知りながら藩王が私に処分したこと、明治九年五月太政官の通達で琉球の裁判権は内務出張所の管轄になっていることを如何に心得ているのか、と追求した。親里は私に処分したことの非を認め、詫びている。そこで警部は、「恐入ノ書」を二四日まで提出するよう命じ、親里はそのように伝えましようかと返答した。ところが警部は口約束だけでは心許なかったのか、親里ら三人に対し二四日午前一〇時まで「恐入ノ書」を必ず提出するという誓約書まで差し出させている。

以上が警部による推問と親里の応答であつて、これが先行研究にいう「あつさり」とか「あつけない幕切れ」と評される全貌ということになる。成る程、右の記事による限り、いとも簡単に事が決着したかのように見えなくはない。しかし、後述するように、親里らが素直に応じた訳ではなかった。

問題はその後である。親里が誓約書を差し出した後、警部は更に「達スル事件」があるので、暫く別席で待機するように指示した。親里らが「退席」とあるように、対談が行われた応接所から別室に移動したのである。『綴込』には内務省出張所の見取り図が掲載されているが、それには応接所・控所などが描かれているので、親里らが移動したのはこの控所だったかもしれない。とにかく、別室で達すべき事件が親里らに提起されたのであろう。

ところが、退席の後、右の記述は午後八時三〇分になって親里・小栗ら双方が呼び出され、夜も深更ということでは

帰宅の指示があり、双方退去ということで終わってしまった。親里らに対する推問が終了した午後六時から八時三〇分までの間、別室において警部から「達スル事件」が提起されたであろうその様子が全く記録されていない。それもそのはずで、この間、小栗らは対談が行われた応接所で夜食を饗応され、親里らの様子を目撃していなかったから、その子細を『琉球出張 対弁筆記 秘密実録』や『綴込』にも記録することが出来なかつたのである。それ故、別室において親里らに提起された「達スル事件」が何であったかは明らかにしえない。しかし、右の史料内容の推移を考慮するならば、もはや「達スル事件」というのが「訴状」一件の通知であったこと以外には有り得ないのではないか。そのことを強く示唆しているのが『琉球日記 全』の次の記事である。なお、体裁は原本通りとした。

推問 五時始
六時終

右畢而應接所ニテ晩饗ヲ被下タリ兩度

共御料理ヲ賜ハリ恐入リタル事

所長小栗ヲ密ニ喚テ曰今晚ハ徹夜推問スル心得ナリ依テハ

深更ニ及フヘシ⁽²⁷⁾

推問終了後、親里らが別室に移動したこと、小栗らは応接所にて晩饗にあずかつたことは述べた。食事中かその後は不明であるが、内務省出張所長の木梨精一郎が小栗に対して、今晚は徹夜してでも推問する積もりなので深更に及ぶはず、と密かに伝えている。木梨精一郎が深更に及ぶと予想しているのは、別室での「達スル事件」そのものが紛糾すると見込んでいたからであろう。紛糾するような事態とは、この場合、尚泰王を名誉毀損で裁判に訴えるという「訴状」の提示であり、提訴受理の通知であったと考えて間違いないであろう。

四、内務省出張所の介入・圧力

(一) 内務省出張所と東本願寺の連係

「訴状」を見せられた親里の反応はどうであつたろうか。記述がないので筆者の推測に過ぎないが、親里は仰天・憤懣・抗議・抵抗したものと考えられる。「恐入ノ書」提出を指示された時、『綴込』では親里があつさりと了承したかのような記述になつていたが、「尚家文書」によると、

尤右時限無相違差出候段之証書、則席ニ書出候様、此儀警察所之規則与被申候付、段々致弁解候得共御聞取無之、
(朱筆)別紙署ス
無是非別紙之通書出候

というように、誓約書の提出に関しては親里は執拗に弁解して抵抗の姿勢を見せていた。「恐入ノ書」提出の指示を藩庁上層部に伝えるという口約束だけならば、藩庁においてもその後の対策の講じようがあると考えていたと思われるが、誓約書を提出することは「恐入ノ書」提出を約定してしまったことになり、自らの判断で信者処分の非を認め、てしまうことになるからである。

しかし、警察署の規則を楯に強行に迫られ、誓約書の差し出しに応ぜざるを得なかつた。そのような親里であつたから、「訴状」一件に関しては猛烈に反発・抵抗したと考えてよからう。最初の推問が午後五時から六時までの一時間だったのに対し、「訴状」一件は午後六時から八時三〇分までのおよそ二時間三〇分を要しているのは、その事を如実に示しているのではなからうか。決して「あつさり」とか「あつけなく」とか、さらには「一方的に譲つた」訳ではなかつた。最終的には、親里は妥協せざるを得ない状況に追い込まれるほど、内務省出張所の強引かつ露骨な圧力があつたはずである。それが「訴状」一件であつた。

それでは、内務省出張所は何故このタイミングで「訴状」一件の通知に踏み切つたのか、ということも分析する必要がある。先述したように、親里側と小栗側との第二回目の直接対談交渉で、小栗は信者処分的一件を最初に持ち

出し、それが寄留人と琉球藩民が関渉する事件であること、さらには陰謀一件の問題を提起した。親里がこれを認めると、警部はその事件を初耳であるかのように装った。そうしなければ、関渉する事件と知りながら、内務省出張所が何らの対策も講じてこなかった怠慢と、琉球側の裁判権行使を黙認していた失態が露呈してしまうからである。それを隠蔽し、初耳であるかのように装うことよって、対談終了後に推問し、「恐入ノ書」の提出を強要する手順を整えられた。これに加え、陰謀一件で警部が小栗側に加担する発言をしたのは、田原法水らによる提訴と内務省出張所がこれを受理したことの正当性を強調する狙いがあったと思われる。たとえ被告が藩王であっても、寄留人である田原・自見兩人を原告とする提訴は、いわゆる関渉する事件に該当することになり、内務省出張所はこれを裁判として取り扱うことが出来るからである。このように、親里らの逃げ道を完全に封じ、「訴状」提示の効果が最大限に發揮される絶妙のタイミングで通知がなされた。この一連の流れは、周到な準備がなければ成り立たない。つまり、小栗ら東本願寺側と内務省出張所との綿密な連係のあったことが想定されよう。

『綴込』によると、明治一一（一八七八年）年七月一九日那覇へ上陸した小栗憲一は、二一日に内務省出張所を訪ねて木梨精一郎に面会し、その際、木梨精一郎から

木梨少書記官江事情申入候處、同人儀モ大ニ相喜、協力シテ該藩之旧弊一洗致度⁽²⁹⁾という発言を得て、早々に協力を取り付けていた。いっぽう、琉球藩庁も七月二六日に親里親雲上を木梨精一郎宿に遣わして、小栗らに対する対策を相談しているが、木梨精一郎は、

琉球江宗旨弘方取止候様社寺局より里本願寺江懸合、在琉之真宗茂引取させ候方何越置候段被申候付、是^(朱筆)迫御心添^(段々)被下難有御禮申上、左候而追々小栗等應接形状申上候間、猶又宜敷御教示被成下度致御頼置候⁽³⁰⁾

というように、布教活動を止めさせ、小栗らも引き取らせよう、社寺局から東本願寺へ掛け合うことを伺い越している、琉球側に加勢しているような発言をしている。親里は木梨の心添えに感謝し、さらなる教示を乞うているのである。なお、この時、親里は小栗から届けられた書類を持参して木梨に見せている。

さらにまた、先述したように、親里は八月二二日の第二回目の直接対談交渉の前日にも木梨を訪ねているが、その時木梨は、

昨日入津之郵便船より八ヶ間敷事共問越有之候（中略）当藩真宗信仰之者共處分いたし候由政府聞届、実正其通候哉、宗旨相禁シ候儀者不相拘候得共、右者共處分いたし候節出張所相伺候上、政府江も伺越可致處分之處、無其儀藩廳限り處分いたし置候儀甚相應不致段到来有之、最早宗旨一件者外二相成心配いたし居候^③と述べ、続けて、

たとひ御内地ハ勝手次第被差免候而茂、当藩ニおひて差障候儀茂候ハ、處分差免候様ニ与申付候訳ハ無之候得共、いつれ政府江も不伺越候而不叶、此儀ニ付而者拙者茂心配いたし居候^④

というように、内務省出張所や政府にも通さず琉球藩庁の独断で信者を処分したことが政府の知るところとなり、如何なる対応をしてくるか心配していると述べている。既に述べた「恐入ノ書」の提出指示や「訴状」一件に自身は直接関与していないことを装うための布石だったのであろうか。また、木梨の右の発言が、警部の推問に対し、親里がその非を認めてしまう伏線になっていた可能性もあろう。

(二) 木梨精一郎の立ち位置

小栗憲一に対しては「協力シテ該藩之旧弊一洗」と言い、親里に対しては「心配いたし候」と、双方の立場に理解を示すような発言をする木梨精一郎の本音は奈辺にあつたのか。『琉球日記 全』と『綴込』には、木梨精一郎の立ち位置を明確に示す記述がある。それは第二回目の直接対談交渉設定の真の目的が何であつたかを窺い知るうえで重要な史料と思われるので、長文ではあるが『琉球日記 全』からその全文を次に紹介しよう。

午後一時木梨少書記官ヨリ呼懸ケニ付、出頭候處、衣服改着、左ノ達アリ

是迄布教之儀且信徒処分之儀、御應接之次第追々承り、已ニ昨十九日藩廳方回答中ニハ実々不可許事件モ有之、

近日中拙者共面前ニテ、藩廳委員ト貴殿小栗也ト對弁ノ上ハ、何トカ出張所ヨリ應接致ス心得ニ有之、然ルニ本日赤龍丸入港、太政府ヲ拙者江達書到來、即右信徒処分ノ件ニ説教ノ件共御委任相成、特權許可相成候事ニ有之、右ハ先般已來政府江上申致置候儀ニテ、本願寺方ハ應接スル央、政府黙止致候而ハ、出張役員ハ義務ヲ欠キ、徒爾ニ属シ候儀ニ相成、却テ僧侶ノ義務ヲ尽ニ不及段、慨嘆致居候事ナリ、然ルニ此特權付與セラレ候已上ハ、明後日ヨリ藩王ヲ糺明シ、太政府ヘ何ソ經申シテハ処分セシ罪ヲ問ヒ、其次ニ流刑等ヲ呼返サセ、其次ニ公然説教ノ儀ヲ布達セシムル順序ニ有之、尚貴殿對弁ノ義ハ、昨日内談ノ通り書面ヲ以テ出張所江願出ヘシ、是モ拙者ノ都合ニヨリ出席スヘシ、然ル時ハ政府ニ於テ右對弁ノ簾ト大ニ心得ニ相成事アルヘシ、尚右事件相運ニ際シ、藩廳必ス大ニ田原等ヲ怨ルコトアルヘケレハ、深ク用心スヘシ、依テ説教場ノ近隣ヘハ巡查ヲ宿シムルヘシ、自然毒害杯ノ事モアルヘケレハ、運人ニ注意スヘシ、先年鹿兒嶋奉行ヲ毒殺シタル例モ有之、油断ノナラヌコトナリ、拙者モ昨年大事件談判ノ砌、水ヲ呑モ運丁ヲ飲マシメテ、而後自ラ飲コトアリ、食物亦然リ、又拙者ノ門前土人数百人、黨ヲ催テ集ルコトモアリ、決テ油断ス可ラス、尚右是迄ノ應接書類ハ惣テ出張所江差出呉ヨト、是ニテ太政府ノ決取ルキ件アリ、不遠内ニ断然タル達シアルヘシ

右之趣早速田原・自見等申聞、一同感泣セリ也

八月二〇日木梨精一郎の呼び出しを受け、小栗憲一は午後一時に寓所を訪れたところ、木梨から以下のように伝えられた。すなわち、昨一九日入港の赤龍丸から政府の達書が届き、琉球藩庁による信者処分や布教の自由の件に関する特權を政府から委任された。事の次第は以前より政府へ報告していたが、これまで政府からの対処指示がなかったため、慨嘆するしかなかった。しかし、特權を委任されたので、明後日（二二日）からは琉球藩王を糺明し、私に信者を処分した罪を問い、次には信者処分を撤回させ、布教も自由であることを通達する手順である。だから昨日（一九日）の内談通り直接対談交渉開催願の書類を内務省出張所に提出するように。そうすれば政府においても直接対談交渉を都合良く運べるようにすることが出来る。なお、この事件を運ぶに際し、琉球藩庁は必ず田原法水を怨むかもし

れないので深く注意する必要がある。小栗憲一に語った木梨精一郎の発言は、およそ以上のような内容であったと理解してよからう。小栗がこれを田原・自見兩人に伝えると一同感泣したという。

右の史料から、内務省出張所長の木梨精一郎が、琉球藩庁と小栗憲一ら東本願寺側とのどちらにスタンスを置いていたかはもはや一目瞭然であろう。木梨に特権を付与して強行手段に着手させるようになった背景には、琉球の所屬問題に清国が介入してきたという事情があり、政府としても「琉球処分」を急ぐ必要に迫られていたからであろう。

注目すべきは、右の木梨精一郎の発言内容が、第二回目の直接対談交渉における対談手順とかなり符合しているという点である。信者処分の件、閑渉事件、布教の自由、陰謀一件など、直接対談交渉における小栗憲一の発言とほとんどが一致している。それは木梨精一郎と小栗憲一との間に綿密な打ち合わせがあったことの裏返しであると考えられよう。既述したように、木梨精一郎は親里と小栗の双方から相談や書類の閲覧・提出を受け、双方の主張や要求、さらには交渉経過も詳細に知りうる立場にあった。しかも内務省出張所長は裁判判事と警察事務を兼帯していた。そのことを考慮するならば、第二回目の直接対談交渉の進め方も、また警部の発言も、実は木梨精一郎が主導して企画した可能性がある。

とりわけ、木梨精一郎の場合、「藩王ヲ糺明シ」という発言は、彼の狙いが「訴状」一件にあったことを示唆している。ということは、「訴状」の実質的な発案者も木梨精一郎ではなかったかということが考えられるのである。「訴状」の文面作成には、次頁の写真のように紆余曲折があった。写真①は『琉球日記 全』の案文である『琉球日記全 文案 日誌案』に筆記されている下書き1で、題目は「誹謗之訴」、原告人は田原法水一人、被告人は琉球藩庁になっている。写真②は下書き1に続けて筆記されている下書き2で、題目は「誹謗ヲ受候訴」、原告は田原法水、被告は琉球藩庁から琉球藩王尚泰に書き換えられている。写真③は『琉球日記 全』に記載されている「訴状」写しで、ここでは題目が「无実之誹謗ヲ受候儀ニ付訴」と変わり、原告人も田原法水だけでなく自見凌雲も加えられているが、それは原告人田原法水と被告人琉球藩王尚泰の間一行に細い文字で記され、本文でも田原法水の下右側に小さく添え

書きされている。つまり、この「訴状」の文面が作成された後で、自見凌雲の名も原告人の一人として追記されたのであろう。そして写真④は「訴状」原本である。

右のような「訴状」の度重なる書き直しは、作成にあたって試行錯誤を繰り返し、文言も慎重に選択したことを表している。時には木梨精一郎の助言を求め、あるいは木梨精一郎のほうから積極的に助言することが多々あったのではなからうか。小栗憲一を呼び出して語った先の木梨精一郎の発言と、「訴状」の提出日が同じ八月二〇日になっていることも、木梨精一郎の関与があったことを窺わせよう。だからこそ、警部らが「訴状」通知のためにわざわざ親里らを別室に移動させたのは「右事件相運ニ際シ、藩廳必ス大ニ田原等ヲ怨ル」アルヘケレハ、深く用心スヘシ」と述べているように、親里らの激烈な憤懣が直接田原法水に向けられることを予測し、これを避けようとしたからではなかったか。

五、内務省出張所の圧力実態と「訴状」一件の湮滅

(一) 木梨精一郎の禁じ手

残る課題は、親里らが移動した別室で如何なる攻防が繰り広げられたのかということと、「訴状」一件が小栗憲一関係史料のみに記録され、琉球藩庁側の根本史料である「尚家文書」に一切記録されていないのは何故か、ということになる。

先述したように、親里らが別室に移動した後、小栗らはその場に留まって晩食にあずかり、別室での動向を目撃していなかったので、『琉球日記 全』にも別室での様子が記録されることはなかった。それ故、別室での様子はやはり推測に頼らざるを得ないのであるが、これも先述した第二回目の直接対談交渉やその後の推問の様子、また八月二〇日小栗憲一を呼び出して語った木梨精一郎の発言内容、そして次の『綴込』の記事は、別室での実態を推測する

うえて、確かな傍証史料になり、えよう。

直接対談を終えた翌二三日、小栗憲一は礼を述べるのと、今後の事態推移を尋ねるため、木梨宅を訪れた。その時木梨は、

明日藩庁ヨリ恐入書ノ出ルヲ待チ、直ニ流刑等ヲ免スル様相運ヒ、其上ニテ布教自由ノ件ヲ運フヘシ⁽³⁵⁾と語り、二七日には、

而後藩ノ官員ヲ罰シ、而後信徒ノ流刑ヲ免シ、罰金ヲ返却セシメ、而後教法自由ノ儀ヲ達スヘシ、此順序アルユヘニ三・四十日ノ後ナラテハ説教ノ公開ニハ至ルマシク、何分一ヶ月一度ノ便船ユヘニ、急ニ埒明兼子ル事ナリと語っている。「恐入ノ書」を提出させて信者処分を撤回させることが内務省出張所長としての木梨精一郎の最大目的であった。すなわち、琉球の裁判権を現実的に剥奪することである。しかし、菊山正明氏が指摘しているように、明治九年五月の太政官通達以後も、琉球藩庁は裁判権を「君主ノ権」として固執保持する姿勢を崩さず、歎願を繰り返すなど執拗に抵抗していた。⁽³⁶⁾それを木梨精一郎は知っていたであろうから、琉球藩庁が容易に同意するとは考えていなかったはずである。それを実現させるための切り札が「訴状」一件であったと考えていたのではなかるうか。尚秦王提訴の発案者が木梨精一郎ではなかったかと推察する所以である。そのためには、小栗らの同意が必要であったことは言うまでもない。

小栗ら東本願寺側の目的は信者処分の有免と布教の自由であった。「訴状」を作成・提出する八月二〇日以前における小栗の言動を観察する限り、尚秦王提訴の発想は見出せない。彼ら独自の判断で提訴した場合、木梨が「藩廳必ス大ニ田原等ヲ怨ル」アルヘケレハ、深ク用心スヘシ」と危惧したように、原告当事者である田原法水に危険が及ぶ可能性が考えられるし、何よりもその後の田原の琉球における宗教活動にも悪影響が生じかねず、東本願寺側としては決して好ましいことではないはずである。その恐れを払拭させて「訴状」作成の同意を得るには、小栗らの目的実現を木梨精一郎は保障する必要があったはずである。

以上のことを念頭において、別室で如何なる攻防が繰り広げられたのかということ推測するならば、別室には親里ら三人に、人数は不明だが警部複数人、木梨精一郎も常時同席していたかどうかは判然としないが、状況次第では同席することもあったと考えられる。まず、「訴状」の提示があり、内務省出張所がこれを受理したことが通知されたであろう。「訴状」を見せられた親里らは驚愕・動転したものと思われる。次に、原告人である田原法水に対する烈しい怒りが沸き上がってきたと思われるが、田原は応接所に居るため、親里らは怒りのぶつけようがない。

親里が出来るのは提訴の不当性を警部に訴えることしかなかったのではなからうか。「陰謀」はあくまで秘密裏という意味合いであつて、田原らを誹謗中傷する意図はなく、小栗らが主張する「姦物」の意味でもない。更に親里は八月一九日付の回答書（来書）の取り換えも強く願ひ出たであろう。これに対して警部は、「陰謀」が名誉毀損に値すると述べ、回答書は証拠品として取り換え不可と応答したと考えられる。この応酬が暫時繰り返され、追い打ちをかけるように、警部は、裁判が始まれば尚泰王の出廷は避けられない、と親里に伝えたのではなからうか。

ここで推測をさらに遅しくするならば、尚泰王の出廷は何としても回避しなければならず、窮地に追い込まれた親里は、警部もしくは折良く入室して来た木梨精一郎に対し、解決方法はないかと相談を持ちかけたかもしれない。あるいは逆に内務省出張所側のほうから解決方法を提案したのかもしれない。それが原告人である田原法水らと熟談し、和解することによって「訴状」を取り下げてもらうことであつた。但し、信者処分の撤回と布教の自由が条件になることは言うまでもなく、親里はこの解決方法を琉球藩庁に持ち帰るしかなかったであろう。それが午後八時三〇分頃のことであつた。

以上、傍証史料に基づきながら別室での攻防の状況を推測したが、推測は推測に過ぎず、これが実相であると言ひ張る積もりはないものの、第三次法難事件の結末に「訴状」が如何なる影響を及ぼしたのかを分析するうえで、以上の推測内容はいささかなりとも有効であると考えている。すなわち、先行研究では琉球藩庁は「あつさり」とか「あつけなく」非を認めて敗北したと指摘されていたが、そうではなく、いわば尚泰王を人質にされ、止むにやまれ

ない状況に追い込まれての敗北であったこと、「琉球藩庁だけが一方的に譲った」のではなく、譲らざるを得なかったものであり、内務省出張所は「藩庁と小栗との交渉を無益なものと」したのではなく、最大限これを利用したことが明らかにあったのではないかと考えている。

結局、琉球藩庁は裁判権を内務省出張所に接收されただけでなく、信者処分の撤回を余儀なくされ、国是であった真宗禁制も実質的な解禁を認めざるを得なかった。全面的な敗北としか言いようがない。二度にわたる東本願寺側との直接対談交渉においても妥協することのなかった琉球藩庁を敗北させたのは、直接対談交渉の手順を巧妙に組み立て、「訴状」を切り札に強引な手段に出た内務省出張所の圧力そのものであった。その首謀者は内務省出張所長木梨精一郎であったと見なしてよからう。

それにしても、裁判権という琉球統治の重要な権限を失う決定的な契機となった「訴状」一件について、琉球藩庁が「尚家文書」にも記録していないのは何故だろうか。そのため、これまで琉球藩王尚泰が提訴されたという事実が歴史の中に埋没してしまっていた。第三次の真宗法難事件の顛末をめぐる歴史的評価にさへ影響を及ぼすことになっていたのである。

結論から先に述べるならば、琉球藩庁にとって国王が裁判に訴えられるということ自体があつてはならないという認識だったからだと考えられよう。それは、「恐入ノ書」の署名について相談するため、第二回目の直接対談交渉の翌八月二三日と二四日の両度にわたつて木梨精一郎宿を訪れた藩庁側の次の発言からも窺い知ることが出来る。

浦添親方・親里者木梨殿退廳後御宿参上、右書面ニ我々名前者相除、藩廳与相立差出候様被御達候儀何様之訳ニ而候哉、右通相成候ハ、若哉藩王江相拘候儀者有之間敷哉与申上候処、左様之儀ニ而者決而無之、人名相立候より藩廳与相立候ハ、惣輪ニ相成可宜与右通為相達事候^⑧

「恐入ノ書」は、信者を私に処分したこと、太政官通達に違背したことの二通の提出を求められていたが、右は二四日に木梨精一郎宿を訪れた浦添親方と親里親雲上の発言で、太政官通達違背の「恐入ノ書」の署名を琉球藩庁と

するように指示された事に対する懸念が表明されている。「尚家文書」によると、琉球藩庁が作成した最初の「恐入ノ書」両通には、浦添親方・親里親雲上・阿波根親雲上・摩文仁親雲上の四名が署名していた。これに対し木梨は太政官通達に違背したことの「恐入ノ書」には、「琉球藩廳」と署名するように指示したのである。すると浦添親方らは、「琉球藩廳」と署名すれば、尚泰王にも何らかの影響が及びはしないかと問い、木梨はその懸念を否定している。琉球藩庁が尚泰王へ難題が波及することを恐れていたことが解る。

薩摩の侵略以降、その支配下にあったとはいえ、琉球国王は古琉球時代から一貫して王国内の最高權威・権限者として君臨してきた。まさに琉球王国存立・統治運営の全機能的体现者だったのである。その国王が訴えられるということは、琉球王国の歴史に深刻な汚点を残してしまう重大事態であり、絶対的であつてはならないと認識されていたはずである。その意味において、おそらく木梨精一郎の発案であろう「訴状」一件は、琉球藩庁にとつては禁じ手として受けとめられたに違いない。それにしても、事前・事後も再三に亘つて木梨精一郎に依存しようとする琉球藩庁の姿勢には、一連の首謀者が木梨かもしれないという疑念は全く見受けられない。それだけ木梨の手法が巧妙であつたということになるう。

(二) 「訴状」一件の湮滅

とにかく、八月二二日の第二回目の直接対談交渉以降、琉球藩庁はもはや小栗ら東本願寺側との交渉継続を放棄せざるを得なかつた。何よりも、尚泰王の出廷を回避し、尚泰王を死守することに全力を傾注しなければならなかつたからである。そのためには、小栗ら東本願寺側の要求を全面的に受け入れるしかなく、そうすることによつて、「訴状」を取り下げてもらうしか方法はなかつた。と同時に、「訴状」一件を湮滅する必要があると考えたのではないだろうか。具体的には、「訴状」一件の原因になつた「陰謀」表記の八月一九日付回答書（来書）を取り換えてもらうことである。回答書（来書）が小栗らの手元にある限り、再度提訴される可能性も否定できないからである。その上で、「訴状」

の取り下げ交渉をすることであった。

しかし、先述したように、回答書（来書）を含む書類は小栗から内務省出張所に提出されており、したがって、取り換えは内務省出張所とも交渉しなければならず、事態解決には複雑な手続きが必要とされた。『綴込』によると、琉球藩庁は小栗に対し、八月二六日付の書面で「陰謀」の二文字を「隠密」と書き換えた回答書（来書）との差し換えを要請した。ちなみに、この八月二六日付の書面は「尚家文書」には記録されていない。同日、小栗はやはり書面にて親里親雲上に対し次のように返答している。

昨日私状中申上置候陰謀ノ文字取替云云之件、本日藩廳ヨリ書面到来之處、何たる所以モナク唯取替云云ト有之、右ハ先般御對弁之御申上置候通り、已ニ内務省ヘモ右書類ハ悉皆差出置、且田原ハ殊ノ外不安心ニテ、已ニ其筋ニ願出候義ニ候ヘハ、今更只取替ヨト被仰聞ノミニテハ、田原モ承知難致旨申出候、依テ此儀ハ何卒當家山城筑登之江御内命ヲ以テ程能取計ハセ候ハ、至極穩便ト被存候条可然御取扱被成度右申上候²⁹

取り換えの理由説明がなく、かつ田原の不安を前面に出して琉球藩庁を牽制しつつ、藩庁から宿主の山城筑登之内命を下して取り計らわせるよう提案しているのである。この小栗からの返書もやはり「尚家文書」には記録されていない。『琉球日記 全』によると、右の記事に続けて、親里の使者が品物を届けに来たと記述されている。小栗の提案に対する親里の感謝なのかどうかは計り知れないが、とにかく回答書（来書）の取り換え同意を得たことに安堵したのであろう。

果たして、『琉球日記 全』八月廿八日条には次のように記されている。体裁は概ね原本通りとした。

八月廿八日

久富 原上 河井 来ル

午後五時陰謀云云ノ儀ニ付来ル山城筑登之

書面ヲ持来ル其書ニ云

去ル十九日附ヲ以藩廳ヨリ貴殿宛書面中

田原氏陰謀云云之文言有之右陰謀之字ハ

全ク筆者之寫誤ニ有之候間書面御取替

相成度尚田原氏へハ直談辨解致置候

右事件藩廳方拙者へ内命ノ儀ニ付此段

申進候也

明治十一年

山城筑登之

八月廿八日

小栗憲一殿

夜木梨貴館ニ至ル⁽⁴⁾

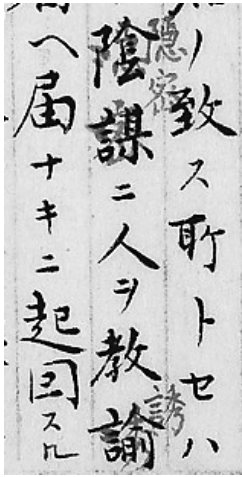
午後五時、内務省出張所の警部補久富・警部原上と判事補河井の三人が、「陰謀云云」に関する山城筑登之の書面を持参して訪れた。その文面には、八月一九日付回答書(来書)中に記されている「陰謀」の文字は山城筑登之の誤写で、その旨を田原にも直接弁解したので取り換えて欲しい、という。琉球藩庁の書類を山城筑登之が書写して小栗に手渡すということは有り得ないであろう。責任を山城筑登之に転嫁しているが、回答書(来書)を取り換えるための方便としては苦肉の策かもしれない。但し、山城筑登之は不本意だったのか、わざわざ藩庁の内命であることまで書き添えている。なお、山城筑登之の黒印が捺された右の原本は『綴込』に綴じられ、「尚家文書」には何も記録されていない。

これを受け、小栗はその夜に木梨精一郎を訪れた。おそらく事の次第を報告し、諸書類の返却を願ひ出たのである。こうして回答書(来書)は取り換えられ、その原書は山城筑登之の手を経て琉球藩庁に届けられたと考えてよい。琉球藩庁は戻ってきた原書を直ちに破棄したことであろう。取り換えられたほうの回答書(来書)は『綴込』に綴じ

られていて、こちらは「陰謀」の文字は「隠密」に、「教諭」の文字は「教誘」になっている。「尚家文書」に記載されている回答書（来書）写しでは、本頁の写真のように「陰謀」と「諭」の文字が朱筆で打ち消され、その横に朱筆で「隠密」並びに「誘」と添え書きされている。ちなみに東恩納寛惇『史料稿本』では打ち消し・訂正もなく、そのまま「隠密二人ヲ教誘」となっている。⁽⁴⁾

こうして「訴状」取り下げの条件が整い、先に提示した田原法水・自見凌雲の署名による八月二九日付の「訴状」取り下げ願が内務省出張所に提出され、それが受け入れられて「訴状」は小栗らに返却されたのであろう。小栗はこの「訴状」を東本願寺本山への正式報告書である『綴込』に綴じて提出したはずである。その後、『綴込』は長く東本願寺本山に保管され、史料として活用されることもなく眠ったままの状態にあった。

いっぽう、琉球藩庁は「訴状」一件は藩王の絶対的權威を失墜させるものとして一切の関連記録を抹消したか、あるいは当初から記録していなかったのかもしれない。こうして「訴状」一件そのものが湮滅され、歴史の中に埋没してしまうことになったのである。そのため、第三次の法難事件の顛末と「琉球処分」との関係を含めた研究は、最も肝心な「訴状」一件に触れる事が出来ず、その歴史的意義も十分に問われることがなかった。



「尚家文書」
豊見山和行氏提供

それだけに、小栗憲一関係史料と『綴込』の発見によって、歴史の中に埋没していた事実が浮かび上がってきた意義は大きい。東本願寺鹿兒島別院では、法難事件中の田原法水の動向が記録された新たな史料も発見されている。近々翻刻・紹介される予定で、これによって該分野の更なる研究進展が期待できる。

六、おわりに

「琉球藩王尚泰訴状」は、第三次の真宗法難事件で処分された信者の有免と布教の自由を求める小栗憲一ら東本願寺と、琉球藩庁の裁判権を接収せんと目論む内務省出張所とが結託して発案・作成された。これが琉球藩庁に通知されたのは、小栗ら東本願寺側と親里ら琉球藩庁側との第二回目の直接対談交渉が終了した直後であった。対談において小栗が信者処分の件、関渉事件の件、陰謀一件などを提起したのは、警部が琉球藩庁を推問し、「達スル事件」すなわち「琉球藩王尚泰訴状」を通知するための下準備であった。言うなれば、第二回目の直接対談交渉の実施や警部の推問は、琉球藩庁の逃げ道を封じるための手段であり、「琉球藩王尚泰訴状」を琉球藩庁に通知するための巧妙な仕掛けだったのである。

このような手際の良い手順は、内務省出張所と小栗ら東本願寺側との綿密な連係がなければ組み立てられないはずである。しかし、一連の史料に見る小栗憲一の言動からは、藩王尚泰を提訴するという発想は一切見受けられない。この全体的手順を考案できるとすれば、それは内務省出張所長の木梨精一郎以外には考えられない。木梨精一郎は琉球藩庁と東本願寺側の双方から事情を聞き、相談を受け、書類なども提供されるなど、双方交渉の経過だけでなく、明治政府に歎願を繰り返して執拗に抵抗する琉球藩庁の姿勢をも熟知していた。しかも内務省出張所長として警察事務と裁判判事も兼務していたのである。だからこそ、警察の推問による「恐人ノ書」や誓約書提出の指示があっても、琉球藩庁が抵抗を繰り返すだろうと見込み、それを封じ込めるための切り札として最後に「琉球藩王尚泰訴状」を提示・通知する手順を組み立てたのではなかろうか。琉球藩庁側と小栗ら東本願寺側との交渉を最大限に利用して、藩王尚泰を人質にするような強引な圧力をかけたのである。琉球藩庁にとっては予想だにしない禁じ手として受け止められたであろう。

いっぽう、決定的な窮地に追い込まれた琉球藩庁は、もはや小栗ら東本願寺との交渉を継続している場合ではなく

なった。それまで一步も譲ることなく、堂々と論陣を張ってきたが、藩王を死守することに全力を傾注する必要に迫られたのである。対談交渉における琉球藩庁の態度が、たった一日にして劇的に一変したのはそれ故である。そうしなければ、王国体制の頂点に立つ藩王の権威失墜だけでなく、裁判権の喪失をも藩内に広く露呈してしまうことになる。これを防ぐためには、信者処分を撤回し、実質的に真宗解禁を認めるといふ犠牲を払ってでも提訴を取り下げてもらわなければならない。結局、琉球藩庁は統治権の重要な一つである裁判権を内務省出張所に接収されてしまう。「琉球藩王尚泰訴状」が第三次の真宗法難事件の結末に及ぼした影響の大きさが理解できよう。

右の展開を念頭に置くならば、「琉球処分」の渦中において勃発した第三次の真宗法難事件は、単に真宗禁制という国是を藩民に周知徹底させるための宗教弾圧事件だっただけでなく、実は「琉球処分」を進める明治政府に対する琉球藩庁の抵抗の一環でもあったという見方が成立する。少なくとも、藩民に対して裁判権を含む統治権を依然として琉球藩庁が掌握していることを明確に知らしめるための宗教弾圧だったのである。そうすると、藩王を人質にするような禁じ手を駆使して、琉球藩庁の裁判権を強引に接収した内務省出張所の手法は、琉球藩庁の抵抗抑圧を狙う明治政府による「琉球処分」の一環そのものであったと位置づけることが出来よう。

琉球藩庁は「琉球藩王尚泰訴状」の取り下げに成功したものの、藩王が提訴されたという事実も徹底的に湮滅する必要があった。一連の事実が漏洩すれば、藩王の権威失墜や裁判権喪失だけでなく、琉球統治権限の形骸化をも露呈してしまうことになるからである。したがって、「琉球藩王尚泰訴状」に関する一切は記録しなかつたか、あるいは抹消する必要があった。それ故、「琉球藩王尚泰訴状」一件は「尚家文書」にも記録が残されることもなく、辛うじて、八月一九日付回答書（来書）写しの「陰謀」と「論」の文字が打ち消されて、「陰密」と「誘」へ訂正されたのがその名残りの形跡となった。「尚家文書」を下敷きとする東恩納寛惇『史料稿本』はその形跡すら採用せず、「陰密」と「誘」の文字をそのまま書写している。また、木梨精一郎も「琉球藩王尚泰訴状」一件を本省には報告しなかつた。だから『沖縄県史』12にもこの一件は収録されていない。特権を委任されたとはいえ、自らが考案した「琉球藩王尚泰訴状」

一件はあくまで内務省出張所とは無関係である事を装う必要があったからであろう。こうして、「琉球藩王尚泰訴状」一件は長い間歴史の中に埋没し続けていたが、小栗憲一関係史料や『綴込』の発見によって、一連の新事実が浮かび上がって来たのである。

この年の一二月九日琉球藩庁は内務省出張所長に対し、信者を解放して贖金も返還したことを報告している。⁽⁴²⁾しかし、藩民に対しては、「藩王ノ特旨ヲ以テ解刑及ヒ罰金ヲ還付」というように、藩王の特別な思召し召しであることを宣伝した。琉球藩庁が裁判権を保持していることを藩民に示そうとしていたのである。明治政府に対する抵抗の姿勢を最後まで崩そうとはしなかったと言えるかもしれない。

それにしても、第三次の真宗法難事件の顛末において、余程強く印象に残るのは内務省出張所長木梨精一郎の巧妙かつ強引な手法である。琉球藩庁の立場に理解を示し、中央政府の出方を心配していると言いながら、特権を委任されるや、東本願寺側と結託して禁じ手とも言えるような強引な手段に打って出たその姿は、沖縄の方々の気持ちに寄り添いながら基地負担の軽減に全力を尽くす、と言いつつ、繰り返し出される民意を一顧だにせず、強引に辺野古基地造成を押し進める現政権の姿と重なって見えてくるのは筆者だけだろうか。

〔註〕

- (1) 川邊雄大編『浄土真宗と近代日本 東アジア・布教・漢学』附録 資料篇 二〇一六年、同「真宗法難事件関係資料『琉球国内務省出張所往復書 藩庁往復並応接記 綴込』について」(『国士館大学経済研紀要』第三十号 二〇一八年)、知名定寛・福島栄寿・長谷暢「福岡県小郡市三沢光明寺蔵 清原競秀『日々琉行之記』」(『神女大史学』第三四号 二〇一七年)。

- (2) 川邊雄大「明治期の琉球における真宗法難事件に関する一考察 ―善教寺資料を中心に―」(『沖縄文化研究』四一号 法政大学沖縄文化研究所 二〇一五年)、同「『応接筆記』・『藩庁応接記』・『廿二日対辨記』について ―真宗法難事件における東本願寺と琉球藩庁の会談記録―」(『国士館大学経済研紀要』第二十九号 二〇一七年)、福島栄寿「明治初年琉球の真宗布教 ―真宗法難事

- 件」と廃琉置県（琉球処分）——『立命館文学』六六〇号 二〇一九年）。
- (3) 拙稿「浄土真宗琉球伝播の時期と薩摩門徒」（『沖繩文化』第四十五卷一号 二〇一一年）。
- (4) 拙稿「浄土真宗琉球伝播に関する様相」（千葉乗隆博士古稀記念『日本の社会と佛教』一九九〇年）、「浄土真宗琉球伝播の歴史的前提——薩摩門徒の動向を中心に——」（『神女大史学』第二十七号 二〇一〇年）。
- (5) 拙稿「琉球の遊女と真宗」（『南島史学』第四十三号 一九九二年）、長間安彦「薩摩・琉球の真宗取締と伝播——水主と傾城——仲尾次政隆連座の真宗法難事件を中心に」（『浦添市立図書館紀要』第十五号 二〇〇四年）。
- (6) 伊波普猷「浄土真宗琉球開教前史 仲尾次政隆と其背景」（『伊波普猷全集』第九卷 一九七五年）、拙稿「琉球における浄土真宗第一次法難事件の真相一端」（『神女大史学』第三十三号 二〇一五年）。
- (7) 伊波普猷「浄土真宗琉球開教前史 仲尾次政隆と其背景」（『伊波普猷全集』第九卷 一九七五年）、鳥尻勝太郎「沖繩における真宗法難」（『沖繩県史』5文化1 一九七五年。のち、同氏著『近世沖繩の社会と宗教』一九八〇年所収）、同「仲尾次政隆に関する調査報告書」（『沖繩県教育委員会「仲尾次政隆関係遺品調査報告書』一九七七年）。
- (8) 玉代勢法雲『真宗法難史』一九二八年、鳥尻勝太郎『近世沖繩の社会と宗教』一九八〇年。
- (9) その交渉経過については玉代勢法雲『真宗法難史』に詳しい。
- (10) 金城正篤『琉球処分』時期の真宗法難事件」（『九州公論』一九七八年六月号。のち、同氏著『琉球処分論』タイムス選書8 一九七八年所収）、菊山正明「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」（『琉球大学教育学部紀要』第27集第一部 一九八四年）、山口輝臣「『信教自由』と『国禁』——琉球藩・浄土真宗・内務省——」（『鳥海靖・三谷博・西川誠・矢野信幸編『日本立憲政治の形成と変質』二〇〇五年）。
- (11) 前註（1）。
- (12) 川邊雄大「琉球国内務省出張所往復書 藩庁往復並応接記綴込」（『国士館大学経済研究紀要』第三十号 二〇一八年）。なお、同氏は琉球藩王尚泰が提訴された事を指摘している。

(13) 川邊雄大氏提供写真『琉球国内務省出張所往復書綴込』(東本願寺鹿兒島別院蔵)。

(14) 小栗憲一『琉球日記 全』(大分県佐伯市善教寺蔵。原本ではこの文言の三ヶ所に朱筆による数字の追記があるが、支障はないと判断したので朱筆部分は削除した。また、適宜読点を付した。

(15) 前註(13)。

(16) 前註(12)「改題」。

(17) 「尚家文書」715(那覇市歴史博物館蔵)「1878年 明治十一寅年 従琉球御問合 役所」。

(18) 右同。

(19) 前註(13)。原本では所々に朱点が付されているが、支障はないとの判断からこれを略した。

(20) 前註(13)。

(21) 前註(13)。

(22) 前註(13)。

(23) 前註(13)。

(24) 前註(13)。

(25) 前註(13)。

(26) 前註(13)。

(27) 前註(14)。

(28) 前註(17)。

(29) 前註(13)。

(30) 前註(17)。

(31) 前註(17)。

- (32) 前註 (17)。
- (33) 前註 (14)。
- (34) 「二〇七 琉球藩内人民ト該地在留ノ内地人民トノ間ニ起ル刑事民事ノ裁判其他ノ件」(『沖繩県史』12 一八二―四頁)
- (35) 前註 (13)。
- (36) 前註 (13)。
- (37) 菊山正明「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」(『琉球大学教育学部紀要』第27集第一部 一九八四年)。
- (38) 前註 (17)。
- (39) 前註 (14)。
- (40) 前註 (14)。
- (41) 東恩納寛惇『史料稿本』(『那覇市史』資料篇第2巻中4 一八六頁 一九七一年)。
- (42) 『沖繩県史』12 三〇八頁 一九六六年。
- (43) 松田道之「藩地事情随筆」(『琉球所屬問題関係資料』第七巻 琉球処分 下 五四頁 一九八〇年)。

附 小栗憲一関係史料『琉球日記』全・『琉球日記』全 文案 日誌案・『琉球心接綴込』・『琉球出張 对弁 筆記 秘密実録』の調査(二〇一六年八月)に際しては、大分県佐伯市善教寺御住職桑門超氏の御理解と御協力が得られ、那覇歴史博物館蔵「尚家文書」の閲覧では外間政明氏・田口恵氏のご協力が得られた。また、川邊雄大氏には『琉球国^{内務省出張所往復書}潘序往復並接記^{綴込}』写真データを、琉球大学教授豊見山和行氏には「尚家文書」の写真を提供していただいた。記して感謝申し上げます。

なお、本稿はJSPS科研費JP16H03476の助成による成果の一部である。

